

会 議 録

会 議 名	第 3 5 期小金井市公民館運営審議会第 6 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和 2 年 6 月 1 8 日（木）午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 8 分		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	國分委員長 渡邊副委員長 菅沼委員 雨宮委員 杉山委員 畠山委員 増山委員 嵯峨山委員		
欠 席 委 員	浅野委員、新井委員		
事 務 局 員	小野公民館長 大久保事業係長 中川庶務係長		
貫井北・東分館 事業運営受託者	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席せず		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	2 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 職員の異動について</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について</p> <p>(3) 都公連委員部会運営委員会について</p> <p>(4) 令和 2 年度公民館歳出予算について</p> <p>(5) 公民館事業の報告について</p> <p>(6) 小金井市公民館条例施行規則（緑分館宿泊部分）の改正について</p> <p>(7) 新庁舎・（仮称）新福社会館建設基本設計（案）に対する意見及び検討結果について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 小金井市公民館中長期計画について</p> <p>3 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>4 その他について</p> <p>配付資料 送付資料</p> <p>(1) 第 5 回公民館運営審議会会議録</p> <p>(2) 都公連委員部会運営委員会について</p> <p>(3) 公民館事業の報告</p> <p>(4) 公民館事業の計画</p>		

- (5) 「安心安全な公民館の利用のために！」
- (6) 令和2年度公民館歳出予算
- (7) 公民館施設使用料の有料化（第2回）について（菅沼委員作成）
- (8) 公民館費用（施設使用料）の受益者負担の検討について
- (9) 月刊こうみんかん No. 503、504、505、506
- (10) きたまち空間 第56号
- (11) ひがしちょう空間 第42号
- (12) 図書館だより 第56号

当日配付資料

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための計画変更について
- (2) 小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（新旧対照表）
- (3) 新庁舎（仮称）新福社会館基本設計（案）パブリックコメントの公民館部分について
- (4) K I T A M A C H I ユース 第50号
- (5) とうきょうの地域教育 No. 139
- (6) かたらい 第51号
- (7) みんなの幸せをもとめて
- (8) コロナウイルスの対策の経過について

と「きたまち空間」をお届けしております。それから最後に「図書館だより」がついていたかと思います。

本日、机上にお配りしたものといたしまして、当日配付資料（１）が、新型コロナウイルス感染拡大防止のための計画変更についての資料になります。当日配付資料（２）が、小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（新旧対照表）になります。当日配付資料（３）が、新庁舎・（仮称）新福祉会館基本設計（案）パブリックコメントの公民館部分についてになります。それから「KITAMACHIユース Vol. 50」、「とうきょうの地域教育」No. 139、「かたらい」51号、「みんなの幸せをもとめて」東京都教育委員会の冊子になります。それから、大久保から配らせていただきました追加の資料です。コロナウイルスの対策の経過についての資料になります。

お手元に資料が足りない方、いらっしゃいますでしょうか。

1 報告事項

（１）新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について

國分委員長 次、報告事項のうちのコロナウイルス対策でいいんですかね。これについて、説明お願いできるんですか。

大久保事業係長 事業係長です。お手元に、本日、配らせていただきました「公民館の新型コロナウイルス対策の経過」、手書きで書かせていただいて大変申し訳ないですが、こちらを御覧いただきたいと思います。

2月21日以降本日まで、公民館で取った対策について一覧表にまとめたものでございます。令和元年度中に実施予定であった公民館主催講座、全て中止ということが2月21日に決定され、以降、緊急事態宣言が発令され、公民館の臨時休館。それから緊急事態宣言の解除に伴いまして、6月3日、69日ぶりに公民館を再開。それからロードマップがステップ3に移行したことに伴いまして、6月17日付けでステップ3に合わせた利用制限の一部緩和を行ったということをごまめてございます。

併せて御覧いただきたいのが、先ほど御説明させていただきました送付資料（５）、それから本日お配りしている当日配付資料（１）におきまして、令和元年度中に中止した事業、講座の変更内容、それから令和2年度4、5、6月の計画変更内容をまとめてございます。

送付資料（５）の「安心安全な公民館事業のために！利用者の皆様へ」、こちらでございますが、裏は6月5日付で公民館長名での「公民館再開のお知らせ」を利用団体様に送付した文書でございます。6月3日の公民館の再開に合わせて、このようなお知らせを発出いたしました。なお、この利用者の皆様へのお願い、利用制限につきましては、ステップ2に基づく利用制限でございまして、現在のものが、今日お配りした「公民館のコロナウイルス対策の経過」、これの裏面にございます令和2年6月12日付の利用者の皆様へ、これが最新版ということになってございます。

公民館としても、利用団体さんに対しては、創意工夫の上、新しい公民館、新しい日常を共につくっていきこうということで、利用団体さんをお願いするからには職員のほうもコロナ対策、感染防止策、万全にとった上で業務に邁進したいと思っておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

以上です。

國分委員長
菅沼委員

ありがとうございます。御質問ありますか。

事前に配られた6月5日の資料と、今日配られた利用者の皆さんの内容が若干違うんで確認をしたいんですが、6月5日に出された資料の中では、開館時間が午前9時から午後5時までになっていますが、今回ののはそれが抜けています。22時までできると見ていいんですね。

それから、もう一つは、前回のときには、利用者は定員の2分の1ということがはっきりと言われておりました。今回の通知では、利用者人数は暫定定員以内と書いてありますが、この定員の2分の1というのと、この利用人数は暫定定員以内にしてくださいというのではどういうふうに違うのか、その辺を説明していただきたい。以上の2点です。

大久保事業係長

事業係長です。分かりづらい資料で申し訳ございません。まず、6月5日に出しました「利用者の皆様へ」につきましては、ステップ2に合わせて、公民館の開館時間を午前9時から午後5時までということで開館いたしました。その後、ステップ3に移行したことに伴いまして、公民館の開館時間、午前9時から午後10時までとさせていただきます。その辺の記載が「利用者の皆様へ」でちょっと抜けていますので、ホームページのほうではお知らせをしているんですが、それも分かるように改めたいと思います。

それから、定員につきましては、表現が若干違っているんですが、「各部屋2分の1以下」、これは「暫定定員2分の1以下」、同じ意味でございますが、ステップ2の状況からステップ3に緩和はされておりますが、公民館各部屋の利用制限は2分の1のまま変更はありません。

菅沼委員

今回は分かりにくいんで、前回は、利用人数は定員の2分の1とはっきり書いてあるわけだよね。暫定定員って何だというのがよく分からないね。

國分委員長
菅沼委員

少し緩和するという意味でしょうか。

前回みたいな書き方のほうがよかったんじゃないかな。利用者が見たときに分からないと、そういうふうな意見です。その辺は必要であれば直してください。

開館時間22時については書いていないけど、市のホームページではそうなっていますから、それを見れば22時というのが分かるんで、基本的には前と同じになったという理解でよろしいですね。

それと、内容の確認はそれでいいんですが、定員の2分の1以下でこれからはいくということになると、非常に活動が狭められるということで、定員が60人の市民アカデミーみたいな講座は、今後、どうするのかとい

う問題が出てくると思うんです。定員を減らすだけでは能がないと思うんです。例えば、今、言われているWebを使ったテレビ会議だとか、そういうデジタル的な機器も使って、在宅でも講義が見られるとか、あるいはその内容をテープにもらうとか、そういうような工夫をして、学習の意欲がある人を公民館で制限するということは避けるような対策をいろいろこれから講じてほしいと思います。それが要望でございます。

國分委員長
大久保事業係長

ありがとうございます。補足はありますか。

事業係長です。利用者の皆様には、もうちょっと分かりやすいように変更したいと思います。

菅沼委員
國分委員長

そうですね、ちょっと分かりにくい。

Webの話が出ましたけれども、Webで講義を聞いてもらう仕組みはすぐできる感じですか。

大久保事業係長

事業係長です。実はこの話、市民の方からもそういうことはできないのというような御意見いただいているんですが、情報システム課、IT担当の部署のほうでは、ちょっと現状では難しい。あとは、講師の方の著作権といいますか、話した内容がそのまま大多数の方が見ていいものかどうか、その辺の縛りもクリアしなければならないのかなというふうには考えております。

國分委員長
菅沼委員

一応、検討は始まっているんですね。

別に、今日結論を出せというんじゃないでなくて、そういうことも検討して、できるだけ学習の機会を失わないような工夫を公民館でも考えてくださいと。ただ、コロナ対策だから定員を切って、もうそれをやめましたというだけじゃなくて、そういうことをさらにカバーする新しい行動指針というのかな、コロナ時代の公民館の方針をつくっていかなくちゃいかんじゃないですかと、その辺をよく考えてくださいという要望です。今日、結論を出せとは言っていないです。

國分委員長

今日はいいにしても、これをきっかけにして、何かしていかななくちゃいけないというところは御認識ありますよね。

小野公民館長

そうですね、新しい使い方という形になると思いますので、今いただいた御意見も含めて検討させていただきます。

國分委員長
渡邊副委員長

そのほかに御質問ありますか。

「入館前に検温をお願いします。」とありますが、非接触体温計の設置は終わっているのでしょうか。また、検温は係員の方がやるのか、それとも自分でやるのでしょうか。

小野公民館長

基本的に、御自宅から公民館に来られる前に熱を測ってきてくださいという言い方になりますけども、熱を測ってくるのを忘れたという方のために、全館に非接触型の体温計は設置いたしました。検温は職員がさせていただきます。

渡邊副委員長
小野公民館長

検温したかどうかは自己申告ということですか？

そうですね、基本的には、建物に入ってくるときには、体温を測っていて、体調も不調ではないという形で入ってきていただくということが第一義になると思いますので、そちらはそれぞれ御利用いただく団体の

方々の責任といたしますか、利用者の方にも一定の責任を持ってお越しく
ださいということをお願いをさせていただいております。

國分委員長 分かりました。よろしいですか。

(3) 都公連委員部会運営委員会について

國分委員長 都公連運営委員会について、菅沼さんから。

菅沼委員 送付資料(2)にいろいろ書いてありますが、簡単に言います。都公
連運営委員会は各市から公運審委員が1名ずつ出てやっている会議で
す。これまでに3月3日、4月22日、5月27日の計3回あったんで
すが、いずれも中止になり、書面で承認となりました。

3月3日には、2月にあった都公連関係の報告資料の承認等がありま
した。それから、4月22日のところに、部会長と副部会長と書いてい
ます。これは輪番制でして、今年度は部会長は小平市、副部会長は日野
市です。昨年度は私が部会長をやっておりましたが、これはなくなりましたんで一委員になります。

それから、次ページ冒頭の役員会は昨日通常どおりの形でやりまし
て、資料は作っていませんが、基本的には各市の新型コロナウイルス感
染防止対策がどんなものか報告がありました。大体、6月上旬より開
館、定員2分の1、部屋の換気、事前の体温測定、手洗い、このところ
は共通です。福生市だけ9月まで公民館は閉じるようです。それ以外
の市では大体6月上旬に開館になりました。

あとは来年2月の研究大会をどうするかとか、第1回研修会をどうす
るかというような話がありました。これは、後ほど報告をいたします。

委員部会の会長をやっていたので、都公連役員会には3月、4月、総
会まで参加しました。令和2年度定期総会は4月22日にやる予定でし
たが、書面による承認で役員会は終わりました。これをもって私は役員
会の役員ではなくなりました。

それから、都公連企画委員会、これは来年1月に行われます第57回
東京都の研究大会の準備会ですが、6月10日にありました。これにつ
いては大久保さん、中川さん、伊藤さんが出席されています。

参考資料を見ていただければ分かるんですが、令和2年度、小金井市
は、来年1月に行われます研究大会第2課題別集会、それから委員部会
が第4集会をやると、こんなことで、今後、関わっていきます。

國分委員長 ありがとうございます。御質問ありますか。

(4) 令和2年度公民館歳出予算について

國分委員長 4番の令和2年度公民館歳出予算について。

中川庶務係長 庶務係長です。それでは、送付資料(6)を御覧ください。毎年年度
当初に御説明さしあげている資料になります。令和2年度公民館の歳出
予算と、昨年度との比較と、主な増減理由をまとめた表になります。

上の表頭を見ていただきたいんですけども、「A02年度当初予算
額」と書かれているところが、令和2年度今年度公民館の予算になりま

す。その隣の構成費は令和2年度の当初予算額の構成費になります。右隣の31年度当初予算額等増減額については、昨年の予算額と、最後の増減額は令和2年度と昨年の平成31年度、令和元年度の予算を比較したときの増減について示しております。三角がついているところが、昨年度から比べてマイナスになっているところになります。

最初に、合計のところを見ていただきたいんですけども、増減額がマイナス337千円となっております。一番大きな増減が出ているところが、公民館維持管理に要する経費のところなんです。公民館維持管理に要する経費には、工事や修繕を行ったりする予算が含まれていて、昨年度は貫井南分館で少し大きめの工事をいたしました。それが終了しましたので、今年度はその予算がついておらず、昨年度比較で見るとマイナスが生じているということになります。

その他は、青少年事業に要する経費と青年教育事業に要する経費で、昨年度から見てマイナスが生じております。青年教育事業に要する経費のマイナスにつきましては、生活日本語教室、これは緑分館で行っている事業ですが、生活日本語教室で、バスを借り上げて野外研修に行っていたんですけども、野外研修よりもふだんの活動のほうに力を入れたいという意向がありまして、バス研修はやめて、その分、講師料に振り替えようということで組替えを行いました。ただ、バス旅行の料金は高かったんで、講習料は増やしたんですけども、結果として昨年度比マイナスになっております。

それから、成人教育事業に要する経費のところにつきましては、企画実行委員さんの調査のために出かける実踏についてマイナスが出ております。ほかは昨年度と比べて同じか、あるいは増になっています。

ちなみに、構成費で見ていただきますと、一番大きいのはその他公民館事業に要する経費のところなんです。ここだけで公民館の歳出予算の約60%になっております。ここには、貫井北・東のセンターの運営委託料が入っておりまして、大きい割合となっております。ここにつきましては、昨年度より少し予算が少しついたということになっております。

國分委員長
菅沼委員

ありがとうございます。

1点だけ。市民が作る自主講座が一般部門で32万円、それから男女共同で32万円の予算がありますが、それはこの3番から8番のうちどこへ入っているんですか。ちゃんと入れてあるんですね。

中川庶務係長
菅沼委員

はい。全て入っております。

その予算は一個一個で、どこか、この3から8へ適当に入れていくわけですか。

大久保事業係長

事業係長です。先ほどの御質問にございました市民が作る自主講座、＜一般部門＞につきましては「成人教育事業に要する経費」、こちらに含まれてございます。＜男女共同参画部門＞につきましては、5番の「男女共同参画に要する経費」、こちらにそれぞれ講師謝礼と保育の謝礼が計上されてございます。

菅沼委員

そうすると、男女共同参画に要する経費なんていうのは、自主講座の

32万円が入っているということは、公民館事業としては12万円しか使わないということは、あまり積極的にやっていないということだな、裏を返すと。ちょっと寂しいね。そんな見方ができるかなというのが1点と。

もう一つは、保育士の話が出ていますが、保育士の予算をきちんと入れていくというのは非常によく、この二、三年前からやってきちんと入れてありがたいと思っています。それから、もう一つは、前に手話通訳の要望があったんです。その予算は、どこから出るんですか。頭から入れておかなくてもいいですか。

中川庶務係長 庶務係長です。手話通訳のお金は、幸いなことにまたつけていただくことができまして成人教育事業の中に含まれております。

菅沼委員 入っているわけね。

中川庶務係長 はい。

菅沼委員 保育士の費用も手話通訳の費用も入っていると、そういうことではないですね。

中川庶務係長 はい。

國分委員長 あと、ありますか。では、予算について終わります。

(5) 公民館事業の報告について。

國分委員長 5番の公民館事業の報告について。

大久保事業係長 事業係長です。それでは、お手元の送付資料(3)を御覧ください。公民館事業の報告について御説明させていただきます。前回の会議以降、各館で実施、終了した事業をまとめたものでございます。

今回、本館4件、貫井南分館3件、東分館4件、緑分館5件、貫井北分館14件、以上、全5館から30事業を実施いたしました。詳細につきましては、1ページから33ページまでを御覧ください。

國分委員長 ありがとうございます。内容について質問、感想ありますか。

菅沼委員 菅沼です。1点だけすみません。本当はいろいろあるんだけど、1点だけに絞って。8ページです。「江戸野菜に親しもう」というのが貫井南でやられていまして、これはもう平成15年ぐらいからやっているの、非常に長年の講座なんです。それで、これの一番下に、「来年度で講座が終了してしまうのはとても残念です。ぜひ続けてください。」と、こう書いてあるんですが、何でやめるのかというのを南分館長の松本さんに聞いてみました。理由は分かったんですけども、やっぱり江戸野菜というのは小金井の財産だと私は思うんです。そういうものを自分たちで育てて、育ったらそれを料理して、自分たちで講座でやってみるとか、そういうような広がりのあるせっかくのテーマが、私もこれをやめるというのは残念だなと思っております。理由は理由であるんで、館長というか分館長の意思に従いますが、こういう講座はできるだけ大切にしてもらおうとありがたいなという感想でございます。

國分委員長 その理由というのは。

菅沼委員 1つは参加人数が減ってきたというんだけど、それが1点と、それか

らマンネリ化してきたというのものもある。私は別の理由を推測しているんだけど、それをここで言うとちょっと悪いからやめておくけども。基本的には、そういうような理由を言っていました。それと、結構パワーがかかりますんで、これは毎週でしょう。毎週、係員がくっついていかなきゃいかんわけで。本館では菜園教室とか、緑では共働夢農園ってやっているんですね。それとこの講座の3つが農園作業なんです。この1つをやめるといことと、参加者が残念だなと言っているんで、どんなもんかなということもちょっと気にしました。結論的には分館長の意思に従いますけれども、せっかくのものがもったいないかな。

國分委員長
菅沼委員

また要望が出てくる。

私の感想です。こうしろということはいませんが、感想として残念だなというふうに思っています。

國分委員長
大久保事業係長

ありがとうございます、御指摘いただきました。

事業係長です。今の御意見を受けまして、私のほうからも御説明をさせていただきたいと思うんですが、今、菅沼委員、おっしゃったとおり、ほぼ御説明していただいたんですが、公民館では、本館で菜園教室、貫井南で江戸野菜に親しもう、緑分館で共働夢農園の3つの農園の事業を行っております。江戸野菜は平成16年にスタートしておりますのもう15年以上、緑の共働夢農園も平成13年にスタートして18年になる事業でございます。メンバーが固定しているというお話もございました。また、新しい参加者が入ってこないということで、ここに「終了」というふうに感想で書かれているんですが、これは貫井南の江戸野菜と緑の共働夢農園を統合して新しい事業として展開させましょうという、そういう計画で進めているんです。なので、ここに書かれている「終了」というのはちょっと表現が違うかなということが1つございます。

あと、江戸野菜は、確かに小金井の農家さんも頑張って一生懸命栽培されておりますが、市では農業振興を経済課のほうで行ってございまして、市民農園、市内に4か所、高齢者農園も2か所、体験型市民農園というのも市内に2か所、農業振興施策として行っております。行政として同じようなことをいろいろなところで、公民館でやっているのと経済課でやっているのと同じようなことを、どっちがどうという話になったときに、やっぱり行政としては、経済課と公民館でやっているのはここが違うんだよというのを示せるようにしたいと思っておりますので、成人学校枠で、今回、江戸野菜と共働夢農園、統合しようという話が出ていますが、ほかの事業も一定見直して新しい事業に展開させていきたいと思いますという動きがありますので、それを含めて御説明をさせていただきたいと思えます。

もし可能であれば、ここに書かれている参加者の感想なんですけど、「終了」という言葉があまり適切ではないというふうに考えております。可能であれば、ここ、差し替えをさせていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

國分委員長

何か公民館、事業計画が全く考えられていないみたいな印象ですよ

ね、そうしたら。

大久保事業係長 付け加えて言いますと、農園に参加されている方はあくまでも年間で入れ替わっていくのが望ましい、1回参加したら半永久的に参加できるものではございませんので、本来であれば、今の段階からもうあと何年で終わりますよというのは、公民館として特段言う必要はないとは思いますが、その辺は丁寧に進めていきましょうねということで、今、参加している方には、あと何年で終了しますよという説明はさせていただいていることがちょっと違った捉え方をされちゃったのかなというふうに感じております。

菅 沼 委 員 今、大久保さんが言われているようなことを、こういう資料を見て何か質問がありますかじゃなくて、こんなことを考えていますということ、事務局からみんなに紹介してほしいです。ただ、こんな紙をペラッとつけてあって何か質問ありますかじゃ、何も担当者の考えが分からない。担当者としてどういうことを考えて、こういうことをやっていく、こういう事業はこういうふうにしていきますよと、そういう説明をしてくれれば我々もいろいろ意見が出せるけれども、ちょっとお粗末だよな、はっきり言えば。考えていることは非常にいいことを考えているんだから、そういうことをここで披露して欲しいです。よろしくお願いします。

國分委員長 ありがとうございます。いろいろ分かったことがあったと思います。公民館事業の報告に補足して、やっぱり考え方とかを、今、言われたように付け加えていただくと、私たちも分かりやすい。

嵯峨山委員 感想です。嵯峨山です。14ページの「ひがし子ども囲碁教室」なんですけども、この10年でプロが出てきたということは、非常に喜ばしいことじゃないかなというふうに思います。これは地域としては、子供たちが学校とか家庭以外の地域の大人から学んで、社会のルール、マナー、そういうものを学べる場所だと思うんですね。参加人数も非常に多くて、口コミで増加もしていますし、また子供を連れてきたお父さんが囲碁に興味を持って、この指導に当たっている「うろの会」に入会するという相乗効果がある。やっぱりこれは公民館の本当の姿じゃないかなというふうに思っております。なかなかいい講座なんで、ぜひこれをもっともっと広めてほしいなというふうに考えています。

國分委員長 ありがとうございます。いや、本当に頑張っておられるのは分かります、東とか。ほかに何かありますか。増山さん。

増山委員 増山です。私も、1点、気になった部分があったので質問させてください。18ページの「生活日本語教室のボランティアスタッフ養成講座」についてなんですけれど、こちらは今後の見直しが検討されている旨が一番下の部分に書いてありまして、この点が、内容としては非常に有意義な内容なのではないかと思うんですけれど、事業の廃止を検討されているということだったので、ちょっと状況がどういう形なのか伺えればと。お願いします。

大久保事業係長 事業係長です。こちらの生活日本語教室ボランティアスタッフ養成講座は、生活日本語教室を支えてくださっているボランティアスタッフさ

ん向けの講座として実施していたものでございます。なので、内容としては非常にクローズドな講座だったんですけれども、今後は誰でも参加できるような講座にしていきましょうねという見直しを行っているところですね。以上です。

増山委員 こういった講座がなくなってしまうという意味合いではなくて、より広くというような、先ほどあったように新しい形を模索されているというようなことで理解してよろしい。

大久保事業係長 そうです。

増山委員 ありがとうございます。すみません。

國分委員長 ありがとうございます。あと何かお気づきのところはありますか。

雨宮委員 ちょっといいですか。貫井北分館長さんが来たらお聞きしようと思ったんですが、今日みえていないみたいなんですけど、もしお分りでしたら教えていただければ。21ページの「スポーツ吹き矢」のことなんですけど、この吹き矢は何年ぐらい続けているんですか。あと、もう1点なんですけれども、受講者23名なんですけど、継続してやっている方は何人ぐらいか、それと障害者の方は扱っているのかどうか、そういうのをちょっとお聞きしたかったんですけど、もしお分かりでしたら。

大久保事業係長 事業係長です。私もそこまで詳細に把握しておりませんので、お調べしてメールで回答してよろしいですか。

中川庶務係長 お電話がいいですかね。

雨宮委員 分館長さんがみえたとき、またお聞きしますけど。

大久保事業係長 いずれにしても、お調べしてお答えできるようにしておきますので、申し訳ございません。

國分委員長 会議の仕組みが密を避けているので分館長は来られないんですよね。

雨宮委員 誰が。

國分委員長 各館長は来ないことになって。

雨宮委員 わかりました。ありがとうございます。

國分委員長 この講座は雨宮さんとは関係ないところなんですか。

雨宮委員 前は一緒にやったこともあります。障害者を扱っているかどうかという、詳しいことは聞いていないんで。

國分委員長 後で調べていただいて。ありがとうございます。いろいろありましたけれど、一旦質問とか終わらして、次の議題をお願いします。

(6) 小金井市公民館条例施行規則（緑分館宿泊部分）の改正について

國分委員長 小金井市公民館条例施行規則（緑分館宿泊部分）の改正については、大久保事業係長 事業係長です。それでは、当日配付資料（2）です。A4の横でおつけしたものを御覧ください。

先般の公運審で御指摘をいただきました、公民館緑分館の宿泊に伴う年齢制限の撤廃を行い、小金井市公民館条例施行規則の一部を改正いたしました。右側が改正前のもの、左側が改正後の条文になってございます。具体的には第4条の3、次に掲げる団体等は宿泊施設を使用するこ

とができます。この場合において、第1号に規定する団体は、社会教育に関する研修または講習会等の活動を行う場合に限り使用することができます。(1)といたしまして、次に掲げる条件を全て満たす団体ということで、改正前は「18歳以下の者で構成する5人以上の団体」という年齢の制限がございました。今回、改正をいたしまして、この「18歳以下の者」という年齢制限を撤廃してございます。左側の部分です。「宿泊する者の4分の3以上が小金井市民であり、かつ5人以上の団体」ということで改正をしてございます。

それから、保護者の部分でございますが、改正前は、「前号に規定する団体に所属する者の保護者(20歳以上の者に限る)」という条件がございましたが、改正後は、「前号の団体等に18歳未満の者がいる場合は、その保護者等が同行しなければならない」に改正してございます。

結果として、18歳を超える方であっても、5人以上の団体であれば宿泊はできますよというように改正しておりますので、御報告させていただきます。

國分委員長 ありがとうございます。この間の課題、早速に改正していただいております。ありがとうございます。

緑分館については、この間もお願いしたのが、「月刊こうみんかん」で宿泊研修ができる公民館という紹介をしていただいているんですけど、残念ながら、これ、タイミング的に自治会に配布されていない状態なんですよね、全体には。だから、また別の機会で何か御紹介いただくというような形になります。でも、早速やっていただいております。ありがとうございます。

大久保事業係長 1点、すみません、補足です。現状、コロナ対策で宿泊はできなくなっておりますので、ルール上は年齢制限撤廃しているんですが、こういった状況でございまして、宿泊のほうはできません。

國分委員長 見通しはまだ。またそのときですね。

大久保事業係長 そうですね。タイミングとしてはそのときのほうがいいのかというふうには思います。

國分委員長 早い対応でありがとうございます。

(7) 新庁舎・(仮称)新福社会館建設基本設計(案)に対する意見及び検討結果について

國分委員長 7番に移ってよろしいですか。新庁舎・仮称の新福社会館建設基本設計案に対する意見及び検討結果についてというのは。

中川庶務係長 庶務係長です。当日配付資料(3)を御覧いただけますでしょうか。公民館が管轄する部分から離れるんですけども、去年のコロナの話が大きくなるちょっと前、新庁舎・(仮称)新福社会館建設基本設計に係る市民説明会が開かれまして、御出席いただいた委員の方も複数いらっしゃると思います。その後、基本設計案がパブリックコメントにかかりまして、回答がこのたび発表されております。全体ですとこのくらいの太さ分の意見が集まりまして、ここに書かせていただいたとおり、全体

では395件の意見をお寄せいただいたそうなのですが、その中で、公民館に関する部分の質問と、それに対する回答を抜粋したものが今回の資料になります。

こちらについては目を通していただけたらと思いますが、公民館は今後どうなりますかという質問に対して、回答しているのは企画政策課なんですけれども、公民館運営審議会での検討を待っていますという回答だったなという結果でございます。

國分委員長
畠山委員

ありがとうございます。

よろしいですか。公民館に関する質問って、83番、90番、111番、これを見れば分かるの？

中川庶務係長

そうですね。この番号は、1番から395番まで、企画政策課で振っていったもので、その中で公民館が含まれるものを抜粋したのになります。

畠山委員
菅沼委員

抜粋したんだね。

この中の質問の幾つかは私が出した意見なんですけど、基本的には、私はこういうパブリックコメントというのは、市の考え方、例えば企画政策課がどう考えているかをきちんと聞いたかったんですね。で、こういう質問を幾つかしたんですけど、基本的に返ってきたのは、全部、所属でやりなさいと。公運審で、今、計画やっているからそれでやりなさいと。あまりにも市としての考え方、方針、そういうものが示されないなということ。毎回ですけど、パブリックコメントというのは、結局、やりましたということ終わっちゃうというのが、私がこの回答を見た感想です。何で所属だけでやれやれと言っているんだろう。もっと早く、もっと市として全体のビジョンがあって、その中で所属がいろいろ検討するのは当たり前なんだけど、そのビジョンを出さないで、その部で検討、検討って言っているんで、パブリックコメントというのは意味がないというのが私の感想です。

國分委員長

ありがとうございます。参加されているいろいろ御質問を。でも、むしろやりやすいんじゃないですか。

菅沼委員

やりやすい？

國分委員長

どういうふうに捉えておられるんですか、企画財政課との関係とか。

小野公民館長

そうですね、今、ちょうど中長期計画を策定している段階の中で、中長期計画に基づいて我々が新しい庁舎にどのように関わっていくかというところになるかと思っておりますので、今回のパブリックコメントの結果については、まず公民館として検討する余地を残してくれたというふうに、いい意味では捉えています。

國分委員長

そうですか。

菅沼委員

いや、よく言えばそうだけど、市としての方針というのは何も無いんだと、ビジョンというのは。それで、あとはもう所属で検討しろ、検討しろ、下の意見を待っていますと。それじゃ、いわゆる企画政策課というか、市としての中核というのは要らないと、そういうふうに思いましたという、こんなことを議事録に書いていいのかわかりませんけ

どね。

國分委員長 いざとなると押さえてくるとか、そういうことはないですか。いろいろ、いざとなるとそれはできないとか言ってくるとか、そういうことはないですか。

小野公民館長 当然、今後の協議もあると思いますので、中長期計画に基づいて、私たちが企画に要求をしていっても、それが必ずしも通るとはこの段階では約束はできないんですけども、意見のほうはきちんと出していきますし、その実現に向けて、我々公民館の職員としては努力していかなきゃいけないのかなとは思いますが、それでも。

國分委員長 ありがとうございます。こういう意見があったことはちょっと言ってみたらどうでしょうか。

小野公民館長 そうですね。

國分委員長 お願いします。じゃ、いいですか、一応、報告事項は。

2 協議事項

(1) 小金井市公民館中長期計画について。

國分委員長 ちょっと時間足りるかどうかわからないんですが、協議事項の小金井市公民館中長期計画について、入りたいと思います。

これは、菅沼さんから話をさせていただく形でいいですかね。

菅沼委員 後で中川さんのほうからあるのかもしれないけど、公運審としての意見を、送付資料(7)、これは前に4月16日用に作って、皆さんに、その後、お送りをしましたんで御覧になっていると思いますが、ということで、できるだけ話は簡潔にしたいと思うんですが、基本的に1、2はそのままです。見てもらうのが、市の行政財政改革プランというのが参考資料1にあります。3ページです。3ページを見てください。参考資料1の行財政改革プランの中で、公民館の有料化というのは、平成22年に検討して、27年に検証しようとして、こういういうことで、内容は、財政効果は特に求めません、職員の削減も求めていませんと。何をするかというのは、ちょっと口頭で言いました受益者負担の適正化を図るために公民館の有料化を検討すると、それがテーマなんです。

結局、この第3次行財政改革では何も検討は結果的にはできなかったんで、行財政改革プラン2020ということで、今、その中に公民館の有料化というのが上から5つ目の⑤にあります。受益者負担ということで考えてくれということで、スケジュールが平成29年から令和2年までに審議会で検討して準備をしてくれと。こういうのが市の要求です。これに対して、有料化をこの公運審としてどう考えるかというのがこれからの資料です。

それで、1ページに戻っていただきますけども、最後に表があります。これを別途、破いて横に置いてください。そのほうが分かりやすいかと思います。それで、一応、そういうことを検討する意味で、今の表の中で1番から5番までの案をつくりましたと。それで、1番はどんな案かというのは、1ページ目に戻りまして、従来どおりの無料とする案です。

その根拠は4ページ目。4ページ目に、なぜ無料にするかというのは、公民館という施設がどういう位置づけかというのを書いてございますが4ページの一番初めに日本国憲法で基本的人権というのをうたっています。それが11条です。それから、26条に、その基本的人権の中に教育を受ける権利というのをきちんとうたっています。そういう教育を受ける権利を受けて、教育基本法で教育の機会均等というのが第4条にあります。ここの中では、人種、心情、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されないということで、経済的な差別はいけませんと、こう書いてあるんですね。それから、あとは、教育を受ける設備として、社会教育の設備として公民館というのを各地方公共団体は造りなさいということで造られたのが公民館です。こういうことを達成するための公民館だということを頭に入れて、その公民館は社会教育法の20条でこういうようなことをやりますということを書いています。

それで、5ページ目に、あと、補足に公民館の役割として小金井市の公民館基本方針があります。これで見ると、誰もが気軽に立ち寄り、共に学び、共に触れ合う市民交流を進める云々と書いてございまして、誰もが利用できる、誰もが学べる社会施設だと、こういうことが前提になっています。

それから、その下に書いているのが公民館の思想として、公民館というのは公立の学校ですと、誰でも受けられる、学べる学校だと。もう一つは、地域課題や個人の成長の解決を図るための学びをやる場所でもあります。こういうようなことで、公民館というのは非常に公共性のあるものだということを認識していただければいいかと思います。

ということで、1ページに戻っていただきまして、今、言ったことのまとめですが、憲法で規定している基本的人権の1つである国民が等しい教育を受ける権利を有すると。経済的な理由で教育の機会を失わないようにしようと。それから、それを推し進めるために公民館というのがありますよと。従来、こういう考えで公民館は無料にしてきましたと。それから、同じ社会教育設備で図書館は無料ですと。

ということで、基本的に受益者負担という考えは、今までの公民館の設置の歴史からいくと、公民館活動には当てはまりません。そぐわないものだというのが第1案の考え方です。

それで、第2案から第4案は、そうはいつでも公民館で本当に金を取ってはいけない、取れないだろうかということ考えたときに、2、3、4という案があります。5は、基本的にそういう受益者負担とか市の財政確保の観点から有料にすると、こういう案が、一応、考えられるんじゃないかと。

1番は、今、言いましたように、今と同じように社会教育実践の場としての公民館での活動は無料だと。基本はこの案でいったらどうですかと。2番、3番の違いは、2番の中の①は公民館主催事業、行政使用、教育委員会が認めたもの、これが①、②です。④に、公民館利用団体登録済みの活動というのがあります。それで、6ページをちょっと横で見てもらい

たいんですが、6 ページに、1 に社会教育団体、それから 2 に公民館利用団体登録資格、その 2 つを書いてございまして、その場合には、2 番はこの公民館利用団体登録済みの団体、公民館の活動で登録しているのがこれだけありますということで、この範囲のものは無料にしたらどうかと。

あと、6 ページの下に公民館利用率と書いていますが、公民館の利用率は平均で 62.2% なんです。ということは、その後の時間はまだ余裕があるということで、今はそれを有料で使うとか、そういうことは規定がありません。ですから、いわゆるこの無料のところはそのままにし、あと余った時間については有効活用を図るために有料にしたらどうかと。その範囲としては、他市の団体が使うところとか、個人的なグループ活動とか、不定期の団体とか、こういうものについての規定をつくって、この利用率が余っているところは有料にしたらどうかというような形で、この利用率が余っているところを利用する人は、自分たちの受益者ですから、当然、金を取ると、そういう形にしたらどうかと。

3 番は、公民館利用団体が 1,689 団体の中に、3 番の中で、社会教育団体でくくったらどうかと。社会教育団体というのは 100 ぐらいしかないということで、これをやりますと非常に無料の範囲が減ります。3 番の社会教育団体というのは、2 番の公民館利用団体に含まれる、の一部です。2 番でいくと 1,689 の団体が無料になるんですが、3 番でいくと 100 の団体しか無料にならないと。これはちょっと厳しすぎるなということで、基本的には無料、譲ってもこの 2 番ぐらいの案がいいのかなと。

それから、もう一つは、5 番に受益者負担というのがありますが、こういうこと、考え方からということであるんですが、基本的に社会教育施設に受益者負担という考え方は問題であろうと。公民館の活動というのは誰でもが参加して、誰でもが教育を受ける権利があって、その結果を社会、市に返しているわけですから、地元還元しているわけですから、そういう活動というのは受益者負担には当てはまらなないと。そういう理屈をつけました。

あと、案 1、2、3、4、5 で、現状の加盟市がどうなっているかというのは、現状無料は、国立、西東京、福生、小金井、2 番の条件つきは昭島、小平、日野、東大和で、条件つきですが取っていますが、大した金ではありません。それで、あと、3、4 というのはちょっと現実的じゃないんで書いてございせんが、国分寺は市外の団体だけは有料にしています。あとは、町田、狛江は、基本的にはほとんどの事業は有料ということで、公民館の事業については減額をするというような形で金を取っています。約 1,000 万近くの金を取っていると。

こんな形で、まとめますと、私の意見は 1 番、または譲って 2 番までかなと、そんな感覚でまとめました。あとは皆さんの意見をお願いいたします。

國分委員長

ありがとうございます。今の分かりました？資料の見方とか。端的に言うと、案 1 番か 2 番というのが、一応、菅沼さんの御提案です。

ちょっと私、言ってもいいですか。前回、新井委員がちょっと触れていただいたんですけど、有料化している市の関係とかで、生涯学習センターとかコミュニティセンターは有料化というのがあったと思うんですが、その設立趣旨と公民館とは異なるということを押さえておられたので、その辺からやっぱり、菅沼さんの、今、御提案いただいた1番、理念を大事にする1番の考え方が本来だと思うんですが、やっぱり行財政改革からの意見とかそういうのもあって、受益者負担を検討するという形になっているとは思いますが、それからして、やっぱり1番か2番の考えがよいと思うんですけど、何か。

菅沼委員
國分委員長
菅沼委員

中川さんの資料いい？

中川さん、これからですよ。公運審としては、だから、この形の。

皆さんの意見をちょっとお聞きしたほうがいいから、私はそういう意見ですよという。

國分委員長

要約すると、基本理念に基づいていけば1番の案なんだけど、やっぱり有効活用もまだ30%強ですか、公民館、利用されていないから、そこは有料化もあると。

渡邊副委員長

前に聞いた話ですと、無料ですと、必要以上に予約して無断キャンセルすることがあるって聞いたんですね。本来であれば、別な方が使える可能性があった場所を押さえてしまったということで、その数はちょっと分からなかったんですけど、そういう数というのは年間どのくらいございますか。

中川庶務係長

庶務係長です。基本的には、本当に使用の数時間前でもお電話いただいてキャンセルしますって言っていただければ無断キャンセルに当たらないというふうにみなしておりまして、ごくたまに、部屋を取っているんだけど誰も来ないし連絡もないで終わっちゃったねという団体さんはあります。ただ、ちょっと申し訳ない。それが年に何件あったかというところまでは把握できていないんですが、感覚で言うと、1か月に一度あるかないかくらいと。お電話をいただくというのは、結構、皆さん、御協力いただいているのかなとは思いますが。

あとは、やっぱり皆さん、実際の活動時間より長めに取られるところがあるなど。9時から取っておいて、いらっしゃるのは10時ぐらいからで、13時まで取っていらっしゃるけどお昼の12時前には帰られちゃって、前後1時間は空いているねとか、そういった使い方はよくされていらっしゃるのかなという感覚は持っております。

渡邊副委員長

そうすると、本当に利用したい人が利用できなくなってしまうということがありますよね。だから、その辺のことをある程度きちんと利用者にとっておかないと、キャンセルは無料だからありだという人も中には必ずいると思うんですよ。その辺のことをあらかじめちゃんとしておいて、ちゃんとした利用者がちゃんと利用できるというような体制をつくったほうがいいのかと思います。

中川庶務係長

庶務係長です。今、公共施設予約システムというオンラインでの予約のシステムを使って予約していただいているんですけども、同じシス

テムでスポーツ施設が予約できるんですね。スポーツ施設のほうは、無断キャンセルに対してペナルティを設けているんです。なので、そういった無断キャンセル何回でしばらく利用停止とか、そういったことも可能なのかなど、検討したいところではあります。今のところ、公民館は何もペナルティなしです。

菅 沼 委 員 利用者の方の立場から言うと、予約して使わなかった場合には公民館からものすごい電話が来ますよ。事前にちゃんと連絡しろと。そういうフォローまでやっているから無断キャンセルの数は減っていますよ。この話は全体の今の話の中とちょっと違う話だと思うんです。

國分委員長 あちこち話を広げると進まないで、本市の考え方としてどういう方向にしますかという、一応、菅沼さんの案が出ましたけど、ほかにありますか。

杉 山 委 員 杉山です。やっぱり公民館ができた設立意義とか、今まで行ってきた活動、それから市民活動における公民館の果たしてきた役割を鑑みますと、私は無料で、この小金井の宝を守るべきではないかなと思っております。

國分委員長 ありがとうございます。ほかにありますか。

雨 宮 委 員 雨宮ですけど、私は、料金を徴収すると、事務の方が煩雑になるんじゃないかと思えます。お金を徴収するために職員自体が四苦八苦しちゃうんじゃないかなと、そういう考えがあります。市民に対しても、お金を取るということは私はしたくないです。

國分委員長 ありがとうございます。具体的には、中川さんもおっしゃっているかと思うんですが、今、使われている団体は無料で、それ以外の他市とか、あと、どこか企業がちょっと場所を会議室に貸してほしいといったようなもので、割とはっきりする感じなんですよ。しかも、35%ぐらいまだ使われていない部分があるので、利用率、だから、そこは考えてもいいんじゃないかなというのが2番だと思うんですが、その辺も踏まえて、また行革の動きも多少勘案してというか、それで2番あたり、いかがですかということなんですけど。

菅 沼 委 員 基本的に、公民館活動については受益者負担というのはすぐわないと。基本的に今までの理念でいきますと。それで、あとは有効利用するかどうかというのがあると。それでいいんじゃないかな。

國分委員長 増山さん、すみません。

増 山 委 員 私も、今、お話のあったように、基本的にやっぱり公民館は無料であったほうがいいというのは賛成です。特に2月に参加させていただいた公民館の大会の際にも、場がないことと費用の問題で活動が続けにくいとおっしゃっているサークルのお話を伺って、それ、ちょうど町田市だったんです。やっぱりそういうあたりに影響が実際出てくるといことはあり得るんだなって一つ実感としてあったんです。

ただ一方で、現状は、例えば2番の例で言うと、ここに挙がっている1から4までの団体しか使用ができないですよ。登録しなくても使えますか。

中川庶務係長 公民館は公民館使用団体として御登録いただいた団体さんにお貸ししておりますが、皆さんの予約が終わった時点、オンラインの抽選が終わった時点で空いている場所に限り、1件利用と申しまして、登録団体じゃない団体さんが空いているから使わせてほしいと申し出てこられたときにはお貸しすることがあります。

増山委員 そうなんですね。すみません、その点を把握していなくて、これは個人的に、ちょっと分かっていなかったせいなんですけれど、登録していない団体で公民館のお部屋を使えないかといったときに、登録していないからできないというので、一つハードルになったことがあったので、もし逆にあくまでも優先になるこの1から4までの団体さんは無料、この方針は全く変えないけれど、それ以外の、実際、空いている時間があるので、そこに関しては有料でも、ほかの集会室のような形で少し開かされると、それはそれで一つ市民の活動に機会を提供することにもなるのかなという印象はあります。

國分委員長 そういう形なんですね。その場で登録というのはいないんですか。

中川庶務係長 もし公民館登録団体になりたいですっておっしゃられることがあれば、その場で登録もできます。

菅沼委員 基本的に公民館を使うには、公民館利用団体登録をしなきゃ駄目なんです、一般市民が使うには。だから、それは利用団体登録というのはいすごく緩い、私が言っちゃ悪いが、大体、登録すれば通るんです。

國分委員長 社会教育団体が100ぐらいで、公民館のほうは1,678だから、大体できるということだと思って。昔の何かでそういう不都合があったかもしれない。今は大丈夫ということですので。

じゃ、大体、公運審としての方針は、一応、共通項として、本来は1だけども、2ぐらいまで許容するという方向で駄目なの？

杉山委員 ごめんなさい。私はあくまでも原則案1でやりたいです。

國分委員長 原則案1ですよ。

杉山委員 いや、だけど案2は無理。

國分委員長 だってほとんどオーケーじゃん。

杉山委員 いえ、なし崩しになると思うんですよ。公民館活動をしているということ掲げるんだったら、原則無理だと思います。もしお金を取ってやりたいんだったら、公民館活動じゃなくすればいいんです。

國分委員長 公民館活動以外は有料なんでしょう、だって。

杉山委員 公民館でやる必要はないと思います。

菅沼委員 そうのことね。公民館という役割を考えるとね。

國分委員長 じゃ、35%の利用率のところは何も使わないで。

杉山委員 そうしたら、それはやっぱり公民館は無料で、公民館、市民活動で勉強する場ですよっていうアピールに使うべきであって、空いているから、ここ、お金取ってやろうよっていうんだったら、ほかに行けばいいんじゃないかなと、私は、主婦感覚として思います。

國分委員長 その辺はどうですか。行革のほうは無視する？

杉山委員 無視というか、そこぐらいは。

菅 沼 委 員 公運審としては考え方を示せばいいんだから、そういう意見があれば、私も案1が一番良いと思っています。皆さんがそれでいいというんだったら。それで、余っているところはまだまだ公民館活動やったらいいじゃないかと、もっとそれに使おうよと、そういうことで、今の活動を、もっと公民館活動を盛大にするために使いましょうと、そういうことであれば非常に建設的な意見で、そういう意見が出れば、私は案1は大賛成ですけどね。

國分委員長 特に、大体、案1と案2に集約されているというか、案2も猶予するという人もいるということでどうですか。そういうまとめ方でいいの？公運審としてはそういう形で提案しますということで。

あとは、行政のほうの考え方を説明してもらえばいいですか。時間もなくなってきたんで。

中川庶務係長 庶務係長です。菅沼さんの資料で、表で分かりやすく整理していただいておりますので、私の資料はパッと読んでいただけたらと思うんですけども、これまで第33期公運審に諮問させていただいた内容の中に、受益者負担について、1回、答申を求めているんです。その中で、「いわゆる案2番に該当するようなところまでなら」というような答申をいただいているところだと思います。その答申を踏まえまして、かつちょっと現状を整理したのが2ページ目になりまして、数字とグラフを上げさせていただいているんですけども、2ページ目の白いポツポツの部分です。ここが、今、使われないで残っている部分です。施設は100%まで使ってしまうとほとんど予約が取れない施設みたいな感じになってしまうので、30%程度は空いているほうが予約は取れるかなという感覚になると一般的に言われていると聞いております。ただ、若干余裕がある。ここの部分について、使いたい市民の団体さんがあれば、公民館利用団体でなくてもお金を払えば使えるというのが案2番の提案かなと考えております。

公民館といたしまして、これまでの答申ですとか、いろいろ考えまして、市としては、行財政改革が求める受益者負担を全く無視することはできないと考えております。特に、先ほど予算をお見せいたしましたけれども、委託料の次にお金がかかっているのが施設の修繕料なんです。皆さん、御存じのとおり、非常に施設が古くて、もういつもどこかが壊れて、感覚としては3週間に一度はどこかが壊れるんです。これをずっと何とか使おうと思えば、かなりの修繕費が毎年かかっていると。それを賄えるほどお金を取るということは市としては考えてはいないんですが、少しだけお支払いいただけたらというのが受益者負担の考え方になります。

答申を踏まえて考えますと、基本的に施設の有料化ということを導入したい。同時に、1番、私のほうの資料の3番の、3ページです。公民館主催事業、行政使用、市民協働事業団体で市の補助を受けている団体、これ、分かりにくいんですけど社会福祉協議会などを指します。それから、社会教育関係団体。これは杉山さんのところも、國分さんのところ

も、菅沼さんのところも、みんな、これになっていらっしゃると思うんですけれども、史談会さんとかもそうですよね。結構、公運審の皆様の団体はほぼ社会教育関係団体に登録されていると思うんですが、それから公民館使用団体。ここの1番から5番は減免の対象としたいと。これ以外の使い方、要するに空いているんだったらちょっと集会を開かせてほしいとかです。

これまでの例であるのが、マンションの理事会、総会をちょっとやりたいとか、あるいはPTA関係で少しだけ集まりたいとか、保育園の謝恩会的なことを1回だけやりたいとか、そういった申出が多かったように思っております。そういった利用の部分について、あとはたまになんですけど、本当に他市さん、他市の団体さんから使いたいというようなお問合せを受けることもあります。その部分については、施設の使用料ということで少し御負担いただけませんかという考えを導入したいと思っております。

公民館としては案2をこれから検討したい。菅沼さん案で言うところの案2を検討したいというふうに考えているところです。

最後は、どうやって金額を決めるのということなんですが、これは市で金額の算定基準をきちんと設けておりますので、ここにある式に従って算出された金額を根拠に、あとは既に有料化されている集會施設等の整合性も兼ね合わせながら金額を決めることになるのかなというふうには考えているところです。

菅沼委員 私の意見ですが、基本的には、公運審としては案1番の公民館というのは無料だという考え方で基本的にはいきます。杉山さん、増山さん、雨宮さんの意見も参考にして下さい。

國分委員長 個別見解？

菅沼委員 あとの部分、行政のほうでこういうことを付け加えてくれという要請があったんで、それについてはまた検討したらいいと思うんですが、もう一つ、今、気になったのは、こういう事業は減免と書いてあるけれども、そうじゃないんです。こういう事業は無料なんです。それ以外が有料のものがあるといことで、減免ではないんですよ、公民館でやっているものは。減免という言葉は使わないでほしい。

國分委員長 どこに減免ってある？

菅沼委員 3ページが一番上、四角の中に減免対象とする事業、団体と書いてあるでしょう。これはおかしいんであって、公民館でやる事業は無料なんです。それ以外が有料があるという形です。だから、減免という言葉はおかしい。それは使わないでほしいと思います。

國分委員長 だから例外ですよ、あれは、要するに。

菅沼委員 減免というのは、有料があって、その中でこれは無料にしてあげる、除いて無料にしますという感覚。そうじゃない。基本的に公民館の活動は無料なんです。

國分委員長 言い方は、行政のほうでどうするのかは分かりませんが。

菅沼委員 従来の公民館活動というのは減免じゃなくて無料です。あとは、どう

しても有料の部分で、余ったところを有料で使いたいというんだったら、それを付加するのは構わないけど、そういう考え方ですよ、基本は。それを間違えちゃ困る。

國分委員長 杉山委員 國分委員長 そういう方向だったら別によくはないですか、杉山さん。

私が全責任を持つわけではないですけども。

杉山委員 いやいや、考え方はそれで合っていると思うんだけど、やっぱりそれを言って、じゃ、何で100%使わないのって言われたら、それだけ活動を大してしていないのに何なのっていう。

杉山委員 空いていけば使いたいなという要望に応えられるというのは確かにそうだなとは思いますが、私が今まで、白髪になるまで生きてきた中で、なし崩し的に、外堀を埋められる事業をいっぱい見てきたような気がするものですから。少なくとも公運審の中では原理原則を打ち立てたほうがいいのではないかと思うだけの話なんです。

それから、さっきの減免というのも変な話で、やっぱり公民館の活動は無料のはずなんです。無料だけれども、諸般の大人の事情でお金を取るのだったら、こういう場合がありますという形になるのかもしれないけれども、原則無料で、いつでもみんなが勉強できる場所を提供というか、そこにあるという、死守してあるということが大事な、少なくとも公民館と公運審はそれを守るべきものではないかなと思っただけの話なんです。

菅沼委員 杉山さんの意見に大賛成です。それでまとめましょう。そういう考えです。

國分委員長 雨宮さんもそうですね。異論がありましたらどうぞ。

渡邊副委員長 ただ、市全体を考えると、当然、財政的に大変なわけですよ。公民館だけがそういう対応でよろしいのですか。

國分委員長 そうそう、それはおかしいよね。

渡邊副委員長 建物でも何でも、借りているかどうかは別にして、市のものですよ。修繕とか、そういう予算がなくなって、要するにぼろぼろの中でやっている。このことも考えなくちゃいけないと。

杉山委員 これは本当に難しい発言ですけども。

渡邊副委員長 でも、実際はそうです。そういう視野で見ないと、目先の損得だけで考えていると行き詰まってしまいますよ。

杉山委員 確かにそうなんです。たくさんのお金を払って、時間貸ししてもらえるところは確かにあるので。

渡邊副委員長 杉山さんのところの団体から取るということじゃなくて、空いている時間でお金を払っても使いたいというところがあれば取ることも視野に入れたらどうかという話です。

杉山委員 そうですね。

國分委員長 では両方勘案して。まあ使用料って1時間100円位でしょう？だから修繕費もなにも賄えないとは思いますが。一応まとめますと、公運審の考え方としては、やはり理念を大事にしていきましょう、無料でいきましょう、ということでもいいですか？賦課する部分は行政とすり合わ

せ、そこも残していくという形でよろしいですかね
(「異議なし」の声あり)

國分委員長　じゃ、よろしくお願ひします。一旦、これでいいですか。協議事項は、次回に続ける必要もないですか？

小野公民館長　公民館としての考え方はお示ししなきゃいけないかなと思っているので、どこかで時間をつくっていただいて、また協議をさせていただければ。

國分委員長　ありがとうございます。では、一応、3の審議事項は終わりました。

3 審議事項

(1) 公民館事業の計画について

國分委員長　3の審議事項、公民館事業の計画について、お願いいたします。

大久保事業係長　事業係長です。それでは、お手元の送付資料(4)公民館事業の計画を御説明させていただきます。

今回、ちょっと作りがイレギュラーなものとなっております。3月、4月、5月と公運審の会議が中止となった関係で、このような形をとらせていただきました。例年、この時期、春先にスタートしている講座、事業が結果として中止になりました、延期となりましたというような形で御覧いただければというふうに考えてございます。

本館5件、貫井南分館3件、東分館3件、緑分館4件、貫井北分館4件、全5館から合計19件の事業を提出しております。1点、訂正がございまして。本館子どもの人権講座、定員40人と書いてございまして、定員の半分で実施しておりますので、定員20人に修正していただきたいと思ひます。おわびして訂正させていただきます。既に、今、申し上げました子どもの人権講座と、それから本館の成人学校、菜園教室、これは公民館再開後、スタートしております。

それから、併せて、先般、市民が作る自主講座の承認の手續、御協力いただきまして大変ありがとうございました。その中で、予算枠、まだ十分空きがあるから、再度、募集したらどうかという御意見をいただきました。担当と協議した結果、今年度につきましては、まだコロナの状況も完全に収束したわけではなく、また第2波、第3波に備えなければならないというようなことも言われている状況の中で、再度、募集はちょっと慎重にならざるを得ないと考えており、見合せをさせていただきたいと思ひます。

國分委員長　ありがとうございます。何かありますか。

菅沼委員　その件について、今後のコロナウイルスの状況を見るまで、今回はやめたほうがいいと思ひます。

國分委員長　そうですね、やりにくいですね。

菅沼委員　事業の計画の内容についてでいいですか。基本的にいろいろ、今回、全部、停止になっちゃって後送りにしているんだけど、例えば市民アカデミーみたいに前半と後半で2回あって、それぞれ60人ずつなんです。その前半が全部中止になっちゃったと。後半にいくと物すごい数

の人が出るんですね。そういうのを、いわゆる今回、中止になった、あるいは延期にした講座を、どういう形で再開のときにはやっていくんだと、こんな工夫をして、これだけの人を集めてやれるようにしましたとか、その辺の考え方を次回以降の計画のときに出してもらいたいです。ただやめましたで、あとは従来どおりですじゃ、ちょっと能がないんじゃないのと。もっといろいろ工夫してやれるものはやってくれと。

國分委員長 どうですか。それを検討いただく。

大久保事業係長 検討させていただきます。

國分委員長 よろしく申し上げます。すぐにはいろいろ難しいことかと思えますけれど。

4 その他について

國分委員長 そのほかありますか。

菅沼委員 1点だけいいですか。あまり言いたくないことなんだけど、一番初めに人事異動の紹介がありましたけど、中長期計画でも、職員の育成はどうやっていくんだというのが1つのテーマになっています。これだけ職員をころころ変えられたんじゃないと、はっきり言えばそういう意見です。ですから、やはり市としてどういう考えでこういう人事異動、人事政策、あるいは公民館職員はどういうふう育てていこうとか、そういう認識について市の考え方を聞くことはできませんか。公運審で公民館職員を育成することを1つのテーマで検討するということは大事だと思うんですけど。どうせ、そういうことを出さないと、行政からは何も出てこないじゃ、我々、出しますけど、やっぱりあまりにもひどすぎるんじゃないかと。責任のある立場の方が一度説明をしていただきたいと、そういう要望です。

國分委員長 昨年度は緑分館長がすごくやる気で、この間も答弁されていたのに残念ですね。

渡邊副委員長 人事っていうのは市長が決めるんじゃないですか。

國分委員長 市長じゃないです。

菅沼委員 最終は市長でしょうね。

國分委員長 最終はね。

渡邊副委員長 市長に聞いてみたらいいじゃないですか。

國分委員長 誰に聞けるんですか、私たち？

小野公民館長 答えにくいですけど。最終的な判断は市長ですから。

國分委員長 最終的はそうでしょうね。

渡邊副委員長 そのまま市長に聞けばいいのでは。

國分委員長 人事担当の人というのはしょっちゅう変わっているわけ？

小野公民館長 職員課が人材育成計画を持っていて、それに基づいて、それぞれ配置された職員はいろいろな研修に出たりとかして自己研さんに努めなさいという形になっていますし、上司も、こういう研修に行きたいんだったら積極的に、駄目と言わないでどんどん研修に行きなさいというようにしなさいという、そういう計画はあります。

それに基づいて、我々公民館職員に関しましても、公民館という仕事を行っていくに当たっての自己研さんには各自が努めなきゃいけないというところがありますので、毎年のように、今回は人事異動がありましたけれども、人事異動があったからといって、そこでその事業がストップするということではなく、今まで行ってきたものを継続しつつ、新たな考え方もどんどんプラスしていったって、公民館事業をどんどん守り立てていかなきゃいけないというのが、我々職員一人一人に課せられた義務ですので、その辺はきちっと認識をしているということでお答えをさせていただきます。

國分委員長
嵯峨山委員

じゃ、よろしく願いいたします。

これからスケジュールで、例えばセンター祭りとか、あるいは研修なんかでも、いろいろ関東甲信、大会がありますよね。それから、科学の祭典、この辺りは、今後、8月、9月の時期になって。

小野公民館長

今後のコロナの感染の拡大の状況にもよると思いますけれども、大きな建物を借りて何か大会を行うということ自体がそもそもどうなのという意見もありますので、それぞれの主催している団体さんがありますけれども、そういうところからの通知がありましたら、きちっと皆様方のほうにはお知らせをさせていただきたいと思えますし、我々小金井市の事業に関しましても同じです。今後の状況によって、もしかすると中止しなきゃいけない、もしくは規模を縮小しなきゃいけない、もしくはその事業の内容を若干手直しをしなきゃいけないというところが出てくると思えますので、その辺は我々のほうで検討させていただくのと同時に、皆様方のほうの意見も伺いながら進めていかなきゃいけないのかなと。

大久保事業係長

事業係長です。補足でよろしいでしょうか。今、センター祭りどうなのという話がありましたけれども、当日配付資料（1）の裏面、令和2年4、5、6月の計画変更ということで、各館のお祭りは延期になりましたよ、中止になりましたよということ、今現在の資料としてはお示しさせていただきます。

國分委員長

ありがとうございます。じゃ、随時御連絡いただくという形なんですね。三者懇談会とかそういうのも？

中川庶務係長

すみません、昨年度まで菅沼委員に御出席いただいていた、都公連企画委員会、大久保と私と、北センターから伊藤さんが一緒に出席してまいりました。次回の東京都研究大会、コロナでいつもどおり開催できない危険は高いけれども、いろいろな方法を使って開催をしたいということで委員で話し合いました、オンライン開催ということも考えて、何とか開催しようということで、これからの作業を進めるということになりました。

あと、担当部署じゃないんですけれども、先ほど渡邊さんもちよっとおっしゃられていたと思うんですけれども、科学の祭典は、7月15日に会合を開かれまして、中止か中止しないかを決められるということなので、今の時点ではどっちとも決まっていないということです。決まり

次第、皆様にお伝えしたいと思います。

あと、最後に三者合同懇談会。本来ならば5月に開催したかったんですが、コロナの真っ最中だったので、今年は三者合同懇談会については中止としました。11月ぐらいに予定している三者合同会議は、状況を見ながら開催したいなというふうに思っております。

國分委員長
大久保事業係長

ありがとうございます。

申し訳ありません。令和元年度事業のまとめ、こういった冊子、公運審の皆様にお配りしているものなんですが、今現在、大至急やっております。もうしばらくお待ちください。

それから、市報等でも御覧になったかと思うんですけども、企画実行委員の改選がございます。6月16日火曜日の午後2時から改選の調整会を行いまして、24人の方、名簿登載をさせていただきました。教育委員会に諮りまして、委嘱の手続を進めさせていただきます。

なお、貫井北分館で1人、緑分館で5人、合計6人の欠員が生じておりますので、再度、公募をかける予定でございます。委員の皆様も、適任だと思われる方がいらっしゃったら、ぜひ応募してみたらというふうにお声がけのほう、御協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

國分委員長
大久保事業係長

ありがとうございます。

最長で3期までしかできませんので、抜けた方の新しい公募の方がそこまで補充できなかったという考え方です。

國分委員長

ちょっと大分時間を超過してしまいました。申し訳ございません。

以上で会議を終わらせていただきます。御協力ありがとうございます。

— 了 —